

【資料3】

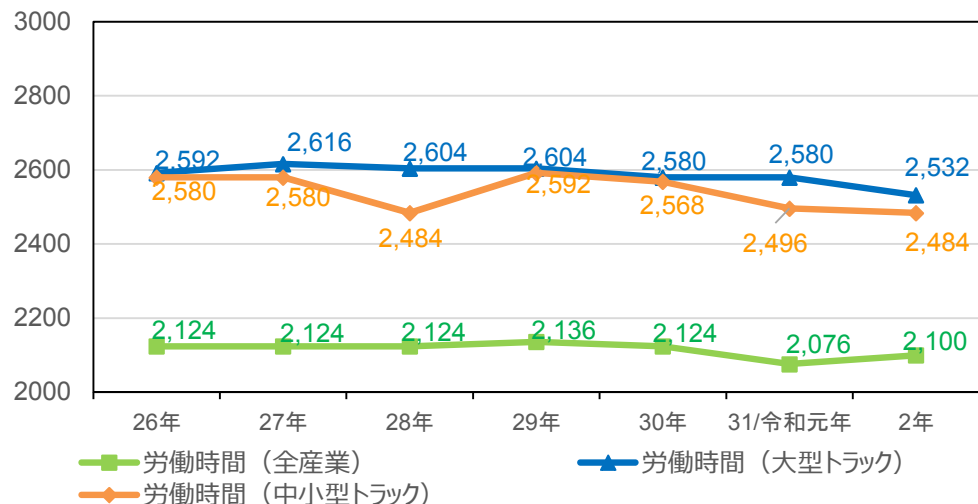
適正運賃の収受に係る取組について

トラック運送事業の働き方をめぐる現状

①労働時間

全職業平均より約2割長い。

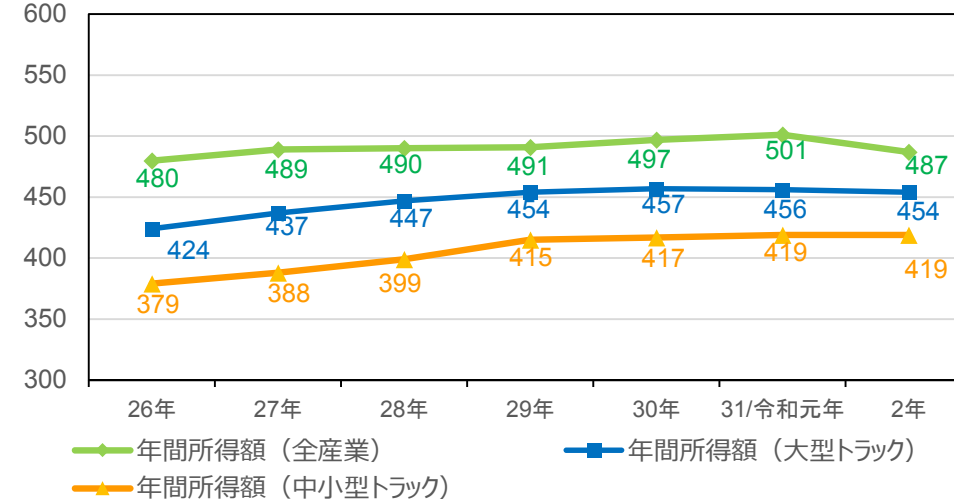
(時間)



②年間賃金

全産業平均より約1割～2割低い。

(万円)

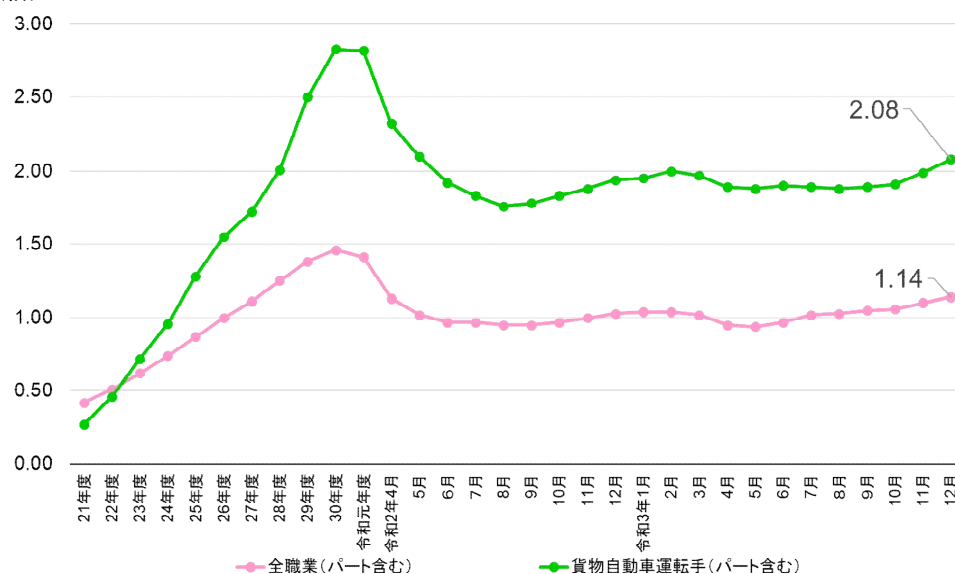


③人手不足

全職業平均より約2倍高い。

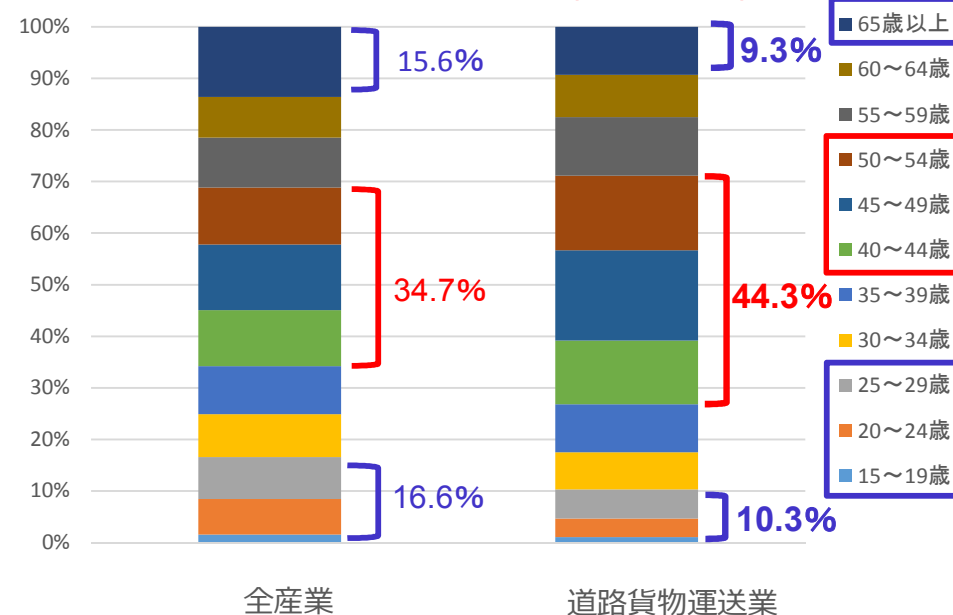
有効求人倍率の推移

(倍)



④年齢構成

全産業平均より若年層と高齢層の割合が低い。
中年層の割合が高い。



改正の目的

- トラック運送業の健全な発達を図るため、**規制を適正化**
- 時間外労働規制の適用(令和6年4月)を見据え、**緊急に運転者の労働条件を改善**

改正の概要

1. 規制の適正化

参入要件を厳格化(欠格期間の2年から5年への延長や、資金力確保の厳格化等)

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

定期的な車両の点検・整備の実施や**社会保険料の納付**等の義務づけ

3. 荷主対策の深度化

【時間外労働規制が適用されるまで(令和6年3月)の時限措置】

トラック事業者の法令遵守に係る**荷主の配慮義務**や、**国土交通大臣による荷主への働きかけ**の規定を新設

4. 標準的な運賃

【時間外労働規制が適用されるまで(令和6年3月)の時限措置】

運転者の労働条件を改善し、**持続的に事業を運営**するための参考指標として「**標準的な運賃**」の制度を導入

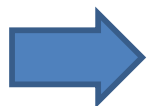
標準的な運賃は、**ドライバーの労働条件(賃金・労働時間等)**を改善し、**持続的に事業を運営**するための参考となる指標

基本的な策定方針

- ◆ **運賃表の基本** ⇒ 貸切運送を前提に(1)距離制、(2)時間制の運賃表を設定
- ◆ **車種等の違い** ⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)にドライバン型のトラックを基準として算出
- ◆ **地域差** ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定
- ◆ **運賃と料金の考え方** ⇒ 高速道路料金やフェリー料金等については運賃と別に収受

適正な原価・利潤の確保

- ◆ **元請け・下請けの関係** ⇒ 元請事業者の庸車費用等は考慮せず、**実運送にかかる原価**等を基準に算出
- ◆ **車両費** ⇒ 環境性能や安全基準の向上を踏まえた**車両への設備投資等**ができるよう償却年数は**5年**で設定
- ◆ **人件費** ⇒ ドライバーの労働条件改善のため、**全産業平均の時間当たりの単価**を基準
- ◆ **帰り荷の取扱い** ⇒ **帰り荷がないことを前提に実車率50%**の前提で算出。
- ◆ **利潤** ⇒ 事業の持続的な経営のために必要な利潤を確保する観点から、**自己資本に対する適正な利潤額**を設定



今後は、**標準的な運賃を実勢運賃に反映**させていくことが重要

「標準的な運賃」に係る届出件数（令和4年6月末現在）

支局	事業者数 (豊橋除く) H31.3.31現在	件数	割合
札幌	1516	760	50.1%
函館	268	229	85.4%
室蘭	370	235	63.5%
旭川	410	282	68.8%
帯広	326	110	33.7%
釧路	276	190	68.8%
北見	189	104	55.0%
小計(北海道)	3355	1910	56.9%
青森	796	437	54.9%
岩手	582	384	66.0%
宮城	1187	657	55.3%
秋田	340	250	73.5%
山形	364	207	56.9%
福島	988	623	63.1%
小計(東北)	4257	2558	60.1%
茨城	2258	481	21.3%
栃木	1085	544	50.1%
群馬	1148	123	10.7%
埼玉	3340	558	16.7%
千葉	2196	332	15.1%
東京	5012	1029	20.5%
神奈川	2535	544	21.5%
山梨	504	237	47.0%
小計(関東)	18078	3848	21.3%

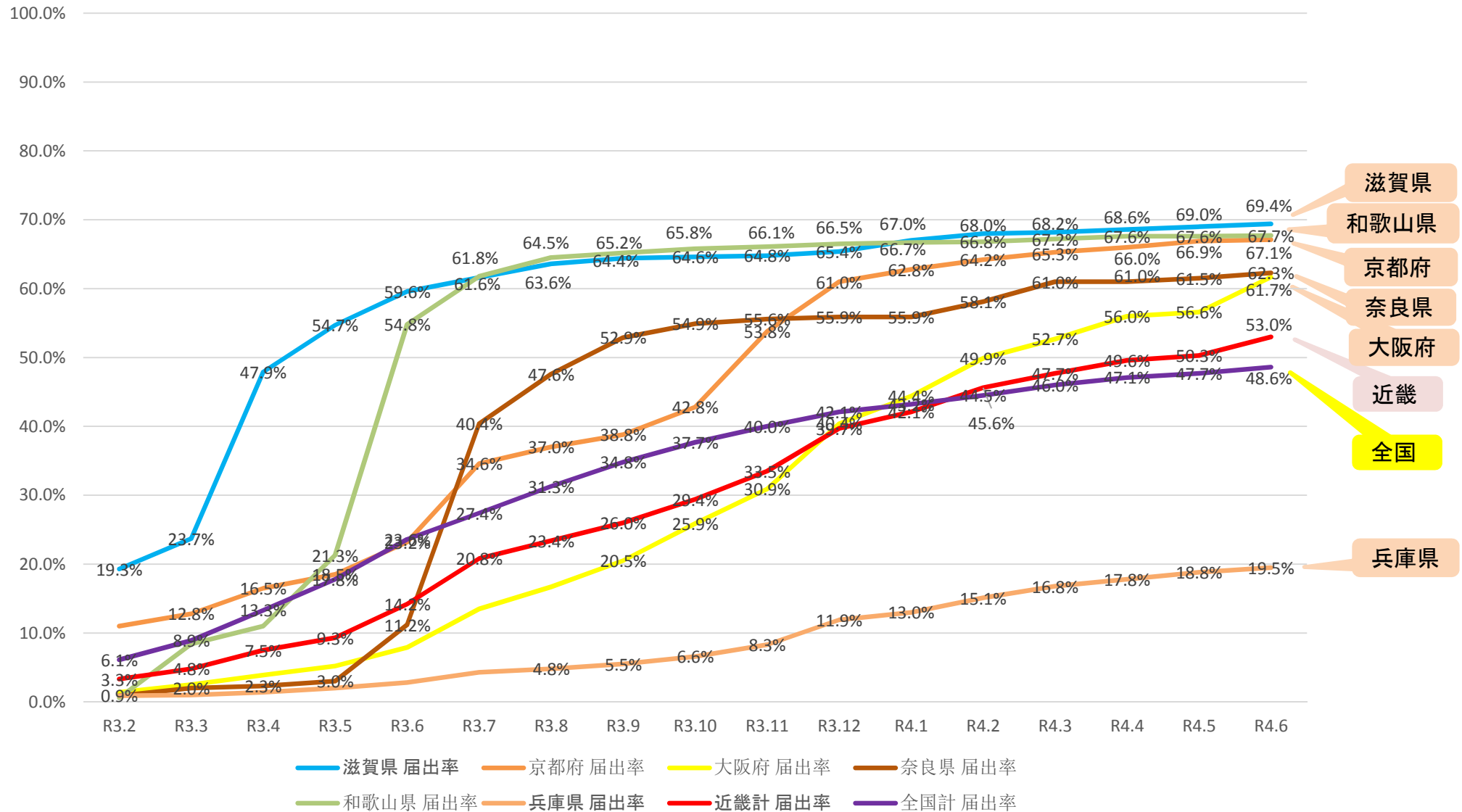
支局	事業者数 (豊橋除く) H31.3.31現在	件数	割合
新潟	707	547	77.4%
長野	636	248	39.0%
富山	603	384	63.7%
石川	741	371	50.1%
小計(北陸信越)	2687	1550	57.7%
福井	477	305	63.9%
岐阜	856	402	47.0%
静岡	1546	1004	64.9%
愛知	2893	1522	52.6%
三重	968	673	69.5%
小計(中部)	6740	3906	58.0%
滋賀	503	349	69.4%
京都	974	654	67.1%
大阪	4402	2718	61.7%
兵庫	2210	430	19.5%
奈良	597	372	62.3%
和歌山	558	378	67.7%
小計(近畿)	9244	4901	53.0%

支局	事業者数 (豊橋除く) H31.3.31現在	件数	割合
鳥取	302	220	72.8%
島根	375	302	80.5%
岡山	1148	847	73.8%
広島	1509	1177	78.0%
山口	627	531	84.7%
小計(中国)	3961	3077	77.7%
徳島	380	320	84.2%
香川	594	445	74.9%
愛媛	735	624	84.9%
高知	422	375	88.9%
小計(四国)	2131	1764	82.8%
福岡	2229	1219	54.7%
佐賀	436	340	78.0%
長崎	428	367	85.7%
熊本	688	600	87.2%
大分	523	360	68.8%
宮崎	402	321	79.9%
鹿児島	1006	690	68.6%
小計(九州)	5712	3897	68.2%
沖縄	825	286	34.7%
合計	56990	27697	48.6%

※告示されてからの累計件数

近畿2府4県の「標準的な運賃」の届出状況(令和4年6月末現在)

標準的な運賃 届出率



* 届出率の母数である事業者数については、平成31年3月31日現在の事業者数

標準的な運賃の普及に向けた今後の取組

- 平成30年改正後の貨物自動車運送事業法の目的である取引環境適正化の実現に向け、標準的な運賃を令和2年4月に告示したところ、この浸透状況を含む労働実態等について調査・検討を行う。
- 普及が十分でない地域について、重点的な普及活動を行っていく。
- 運送事業者と荷主が、公平な立場で、運賃交渉に臨むよう促していく。

標準的な運賃 届出までのプロセス

届出に至るまでの過程を改善

STEP1 標準的な運賃制度を理解する

- これまでの普及策の効果検討
- 課題抽出(例:周知・浸透の良し悪し、荷主理解)

STEP2 自社で運賃を計算する

- 経営状況の振り返り・分析を促進
 - ・ドライバー人件費
 - ・車両の更新費用
 - ・実車率
 - ・保険料
 - ・適正利潤

STEP3 荷主と運賃を交渉する

- 運賃交渉の障壁解消
 - ・荷主の理解

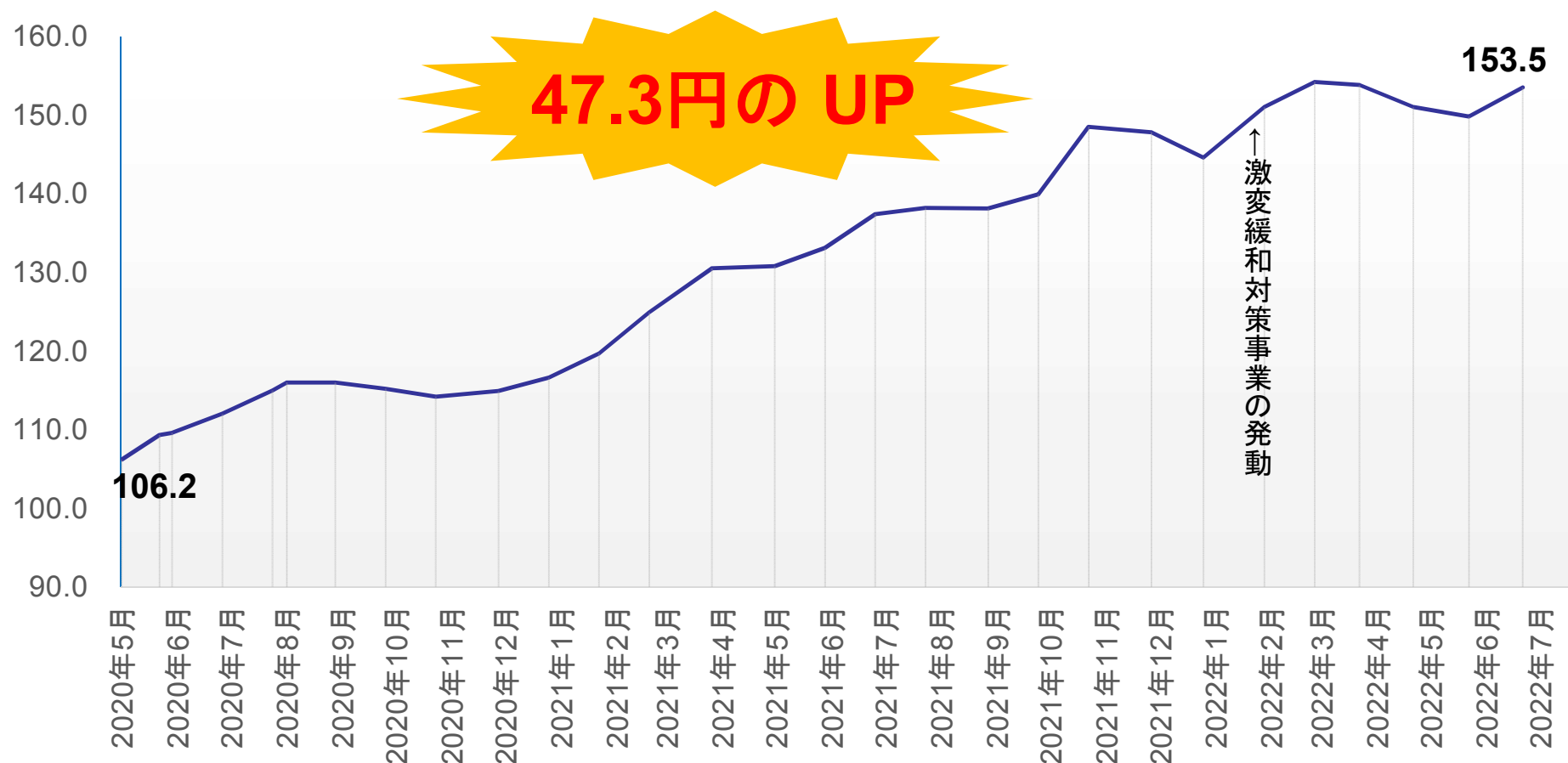
STEP4 運賃の事後届出を行う

+労働実態調査(時間外労働時間等)など

最近の軽油価格の推移

- 直近2年の軽油価格の推移をたどると、1リットルあたり約50円の上昇（2年で1.5倍に）。
- 令和4年1月末にガソリン価格が170円を超えたため、政府は激変緩和対策事業を発動。
- 現在、基準価格を168円にするとともに支給上限を35円に拡充（35円超過分は1/2支給）。
- 激変緩和対策事業は値下げを意図するものではないので、軽油価格は高止まりの状態。

軽油価格の推移（店頭現金小売 全国平均価格）



出典：経済産業省資源エネルギー庁による「石油製品価格調査」を基に近畿運輸局が作成

燃料価格の上昇に対する国土交通省の対応(トラック関係)

①荷主への周知・広報の強化

「燃料費を含む適正な運賃の収受」という基本的考え方に基づき「標準的な運賃や「燃料サーチャージ」の導入等により、燃料価格上昇分を反映した適正な運賃等への見直しを行うよう、荷主企業に理解と協力を呼びかけ。

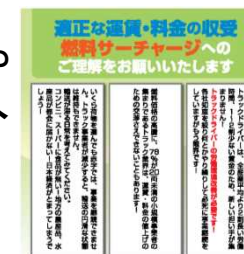
具体的には、以下の対応を実施。(R4.5.11現在)

○荷主関係団体(約1,000団体)あて要請文書を発出(R3.11.10)

○荷主企業(約45,000社)あて要請文書を全ト協と連名で発出(R4.1.21)

○運輸支局長等による荷主団体、荷主企業への訪問(101回)

○各県の取引改善協議会やホワイト物流セミナー等を通じた周知(106回)



※荷主企業を訪問し、要請文書を手交する運輸支局長

※荷主向け
パンフレット

②相談窓口の設置

トラック事業者が、燃料費の上昇分への運賃等への反映について相談ができるよう、国土交通本省、地方運輸局、運輸支局に、全国で合計64の相談窓口を新たに設置するとともに、国土交通省目安箱(web)にも意見募集の対象として燃料価格に関する事項を新たに明記

○R4.5.13現在、計22件の相談に対応

※燃料サーチャージに関する相談・意見・質問等:16件、運賃交渉に関する相談・意見等:5件、燃料価格に関する意見:1件

③荷主働きかけ等の法的措置

燃料費の上昇分を運賃等に反映することを求めたにもかかわらず不当に据え置くことは、独禁法の違反(買いたたき)等になるおそれがあるとともに、改正貨物自動車運送事業法に基づき、国交省による荷主への働きかけや、要請、勧告・公表等の対象にすることとし、この点につき、関係省庁等と連携して対応。

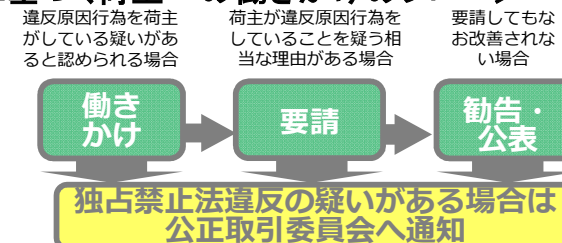
○R4.4.18現在、上記の相談に基づき、5件の働きかけを実施

※運賃・料金や運送条件に関する運送事業者との交渉に応じるよう働きかけ:5件(東北、中部、中国、九州運輸局管内)

○R4.4.18現在、中小企業庁と連携し、下請中小企業振興法に基づき助言(注意喚起)を実施

※元請運送事業者に対して下請事業者との価格転嫁や価格交渉を適正に行うよう助言

＜貨物自動車運送事業法附則第1条の2
に基づく荷主への働きかけのフロー＞



燃料価格上昇を踏まえた荷主への周知①

国自貨第69号
令和3年11月10日

荷主関係団体 御中

国土交通省自動車局貨物課長

貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受のための周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の燃料価格上昇によって貨物自動車運送事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。こうした燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃収受に繋げ、貨物自動車運送事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

また、今般の燃料価格上昇は、適正な運賃収受の重要性について認識を新たにすることはありますが、そもそも、「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効率化に必要となる設備導入に要する経費などを含め、適正な運賃を収受することが物流の持続可能性を確保するうえで重要です。

つきましては、荷主（運送委託者）と貨物自動車運送事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 貨物自動車運送事業者と協議の上、**燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。**
2. 貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、**運賃・料金を不当に据え置くことは、**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するおそれがあるとともに、**貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象**となること。

運送委託者の方へのお知らせ



燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？



⚠ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☒ 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。
- ☒ 燃料サーチャージの導入要請があったにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

本件に関して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面をご覧ください]
右記までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定（4月20日変更））」、「新型コロナウイルス感染症総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）」及び「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、内閣府によって**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**を措置

○ 予算額

令和2・3年度：補正予算 11.3兆円 予備費 3.9兆円
令和4年度：予備費 0.8兆円
＜合計 16兆円＞

○ 交付対象者・交付方法

地方公共団体（全都道府県・全市区町村）が作成する実施計画に記載された事業に対し、交付限度額を上限として交付

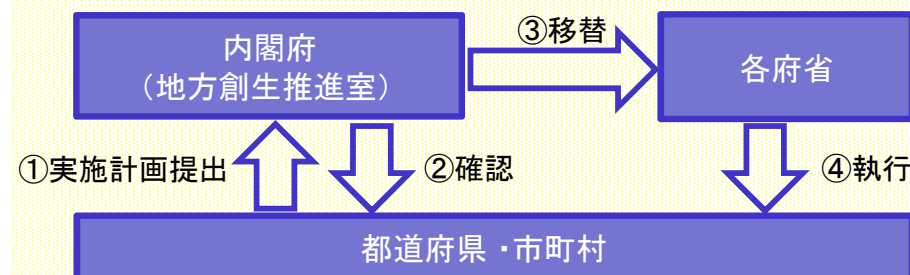
○ 交付対象事業

感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業であって、以下のいずれかに該当するもの

- ・緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）に掲げられた4つの柱に含まれる事業
 - ①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続
 - ③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築
- ・総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）に掲げられた新型コロナの拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの柱に含まれる事業
- ・令和3年経済対策（令和3年11月19日閣議決定）に掲げられた3つの柱に含まれる事業
 - ①新型コロナの感染拡大防止、②「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、③未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
- ・令和4年経済対策（令和4年4月26日関係閣僚会議決定）に掲げられた4つの柱に含まれる事業 ⇒ 次頁を参照
 - ①原油価格高騰対策、②エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、③新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、④コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

○ 所管及びスキーム 内閣府（地方創生推進室）

※ただし、各府省に移し替えて執行



コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

 令和4年4月26日
 原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議

- ◆我が国経済は、**原油や穀物等の価格が高い水準で推移**し、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料等の**物資の安定供給が滞り**、今後、**コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない状況**。
- ◆このため、直面する**物価高騰による影響を緩和**するための対応を**緊急かつ機動的に実施**するとともに、価格転嫁や賃上げを促し、**コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとする総合緊急対策を策定**。
- ◆本年6月までに**新しい資本主義のグランドデザインと実行計画、骨太方針2022を取りまとめる**。物価高騰等の長期化に留意しつつ、機動的・弾力的に対応し、**これらを前に進めるための総合的な方策を打ち出す**。

I. 原油価格高騰対策

1. 激変緩和策

◆燃料油に対する激変緩和事業（延長・拡充）（注）：

- ・基準価格を172円から168円に引き下げ
- ・支給幅を35円とするとともに、更なる超過分についても1/2を支援
- ・ガソリン、灯油、軽油、重油に加えて、航空機燃料も対象に
- ・今年度上半期中実施し、一定期間経過後、基準価格の見直しを検討

2. 業種別対策

- ◆**漁業**：漁業経営セーフティーネット構築事業等による燃油価格等が上昇した場合の補てん金交付等
- ◆**農林業**：施設園芸等燃油価格高騰対策等による燃油価格が上昇した場合の補てん金交付等
- ◆**運輸業**：タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策
- ◆**生活衛生関係営業**：業種ごとの特性に応じた効果的な省エネのノウハウの共有・還元等
- ◆**その他**：持続化補助金を活用した、LPGガス等の価格高騰の影響を受ける事業者への支援

II. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策

1. エネルギー

- ◆**省エネルギーの推進**：省エネ住宅・ビル、クリーンエネルギー自動車の普及促進、こどもみらい住宅支援事業の拡充等
- ◆**燃料供給の緊急対応策等の強化**：LNG・石油の上流開発投資リスクマネー供給支援 等

2. 原材料

- ◆**戦略物資・エネルギー安定供給確保のためのサプライチェーン強靱化**：
半導体製造用ガス、パラジウム、石炭等の国内生産設備の増強やリサイクル回収設備の導入 等

3. 食料等

- ◆**小麦等の食品原材料**：米粉・国産小麦等の代替原材料への切替支援等、輸入小麦の政府売渡しの着実な実施
- ◆**肥料・飼料**：化学肥料原料の調達支援対策、配合飼料の価格高騰対策 等
- ◆**木材**：国産材への転換支援対策 ◆**水産**：加工原材料調達の円滑化対策 等

4. その他

- ◆**サイバーセキュリティ対策の強化等、観光事業者等への支援**（環境配慮型の持続可能な観光推進の支援）

III. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

1. 賃上げ・価格転嫁対策

◆賃上げを行う企業への支援の強化：

- ・積極的な賃上げや人材投資に取り組む中小企業に対する賃上げ促進税制
- ・赤字でも賃上げした中小企業に対する補助金の補助率引上げ 等

◆「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」：

- ・取引適正化の取組を進め、価格転嫁、賃金引上げの環境を整備 等

2. 資金繰り支援等：

◆政府系金融機関等による資金繰り支援等の強化：

- ・ウクライナ情勢等の影響を受けた事業者へのセーフティーネット貸付の更なる金利引下げ
- ・新型コロナの影響を受けた事業者への実質無利子・無担保融資等を9月末まで延長
- ・事業再構築補助金の拡充による事業者支援強化 等

IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

1. 生活困窮者等支援

- ◆**生活困窮者支援策の申請期限の延長**：緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置の申請期限を8月末まで延長
- ◆**生活困窮者への各種支援策を確実につなげるための生活再建や就労面の伴走型支援の強化**
- ◆**真に生活に困っている方々への支援措置の強化**：
・低所得の子育て世帯に対する給付金（児童一人当たり一律5万円）のプッシュ型給付
・住民税非課税世帯等に対する給付金の未申請世帯への令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付（運用改善）
・生活困窮者自立支援金の求職活動要件を緩和
・地方創生臨時交付金の拡充・活用による生活困窮者支援 等

2. 孤独・孤立対策

- ◆**地方における官民連携プラットフォーム等の構築推進、支援活動を行うNPO等への支援**

3. 地方公共団体の実施する対策への支援

- ◆**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**：
・コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の創設による生活困窮者支援や学校給食費等軽減など子育て世帯支援、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援
- ◆**地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る地方交付税措置**

V. 今後への備え VI. 公共事業の前倒し VII. その他

- ◆**予備費の確保**：国民の安心を確保するため、一般予備費について、引き続き5,000億円の水準を確保。新型コロナウイルス感染症対策予備費について、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費（仮称）」として改組・使途を拡大した上で、5兆円の水準を確保等

- ◆**公共事業の前倒し執行、政府広報も含めた施策の周知徹底**

本対策の規模	国費（備考） 事業規模	I	II	III	IV	V	合計
		1. 5兆円 程度	0. 5兆円 程度	1. 3兆円 程度	1. 3兆円 程度	1. 5兆円 程度	6. 2兆円 程度
		1. 5兆円 程度	2. 4兆円 程度	6. 5兆円 程度	1. 3兆円 程度	1. 5兆円 程度	13. 2兆円 程度

（備考）国費のうち、一般予備費の使用額は、0. 4兆円程度（I：0.3兆円程度、II：0.1兆円程度）、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用額は、1. 1兆円程度（II：90億円程度、III：0.1兆円程度、IV：1.0兆円程度）。補正予算額は、2. 7兆円程度（I：1.2兆円程度、V：1.5兆円程度）。

（注）激変緩和策（本年5～9月）によるガソリン・軽油・灯油価格の上昇抑制を通じた直接的な効果として、消費者物価（総合）は0.5%ポイント程度の上昇抑制が見込まれる。
 これに加え、漁業・農林業・運輸業向けの燃油等価格対策、輸入小麦や配合飼料の価格対策、その他学校給食費等軽減など地方公共団体が独自に実施する対策等による効果も期待される。

各府県トラック協会の要望活動と支援状況（令和4年6月末現在、単位：千円）

大阪府トラック協会

【要望活動】1 団体

5/16 大阪府（大阪府トラック協会の単独）
6/6 大阪府（大阪バス協会、大阪タクシー協会と3団体連名）

【支援状況】1 団体

大阪府 大阪府トラック協会が行うエコタイヤ導入助成に対する補助金を増額
【予算】802,800

京都府トラック協会

【要望活動】24 団体

5/2 京都府 5/23 福知山市 5/24 京田辺市、八幡市
5/25 向日市、大山崎町 5/26 城陽市、宇治市、京丹後市
5/27 長岡京市、久御山町
5/30 宇治田原町、宮津市、木津川市、井手町、与謝野町
5/31 和束町、京丹波町 6/1 南丹市、京都市
6/6 亀岡市 6/7 舞鶴市 6/8 精華町 6/14 綾部市

【支援状況】3 団体

京都府 原油価格高騰の影響を受ける府内の道路運送事業者に対し、事業継続を支援するため、燃料費の一部を支給 【予算】600,000

京都市 売上高が減少している事業者及び地域の物流を支える事業者に対し、燃料費、光熱水費、原材料費、固定費や資金調達コスト等に幅広く充てることができる補助制度を新設し、事業継続を支援 【予算】1,840,000

京丹後市 急激な原油価格高騰を受け、経費負担の上昇と適切な価格転嫁が難しい状況にあるトラック、貸切バス、タクシー・介護タクシー、運転代行業等を対象に、1両3万円を上限とする燃料費対策支援を創設 【予算】213,400

奈良県トラック協会

【要望活動】0 団体

【支援状況】1 団体

奈良県 原油価格高騰によるトラック運送事業者の負担軽減を図る補助
【予算】520,000

滋賀県トラック協会

【要望活動】4 団体

6/6 滋賀県 6/13 甲賀市 6/21 長浜市 6/27 湖南市

【支援状況】0 団体

和歌山県トラック協会

【要望活動】1 団体（予定、その他あり）

7/4 和歌山県

* その他、支部から県下市町村に順次要望予定

【支援状況】1 団体

和歌山県 新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている県内中小企業者の事業継続を支え、雇用の維持を図るため、支援金を給付
【予算】第1期～第4期で合計 9,445,876

兵庫県トラック協会

【要望活動】1 団体（その他あり）

5/12 兵庫県（兵庫県バス協会、兵庫県タクシー協会と3団体連名）

* その他、支部から県下市町村に順次要望予定

【支援状況】3 団体

兵庫県 公共交通等事業者（トラック、乗合バス、地域鉄道、生活航路、タクシー）に対し燃油価格高騰に対する一時支援金を支給 【予算】350,000

朝来市 市内に事業所を有する中小企業者及び個人事業主を対象とし、令和3年10月18日から令和4年2月28日までに購入した10万円以上の事業の用に供する対象燃料購入費の一部を補助 【予算】60,000

加東市 市内に事業所を有する中小企業者を対象とし、原油価格や物価の高騰に直面する事業者の事業継続を支援するため、事業者が使用した光熱費及び燃料購入費の一部を助成 【予算】155,755

（各府県トラック協会へのヒアリングによる近畿運輸局調べ）

近畿運輸局(各府県トラック協会含む)の取組み状況

【近畿運輸局】

- ・R3.11.26 兵庫県トラック協会が開催する「環境と物流を考えるフォーラム」の来賓挨拶において出席荷主にご理解とご協力を依頼。
- ・R3.12.1 近畿経済産業局、近畿農政局に「標準的な運賃」や燃料費の上昇を反映した適正運賃収受を荷主 関係団体へ周知依頼(近畿経済産業局、近畿農政局から荷主関係団体へメルマガにより配信)。
- ・R4.1.31 大阪アパレル物流協議会来局時に、「標準的な運賃」と燃料費の上昇を反映した適正運賃収受についてご理解とご協力を依頼。
- ・R4.2.21 荷主企業向けトラック運送事業の現状と課題についてのセミナー(関西経済連合会との共催)にて、出席荷主にご理解とご協力を依頼。
- ・R4.4.20 大阪アパレル物流協議会定時総会に引き続き開催される講演会において、適正運賃収受についてご理解とご協力を依頼。

1. 荷主団体への周知文書

事 務 連 絡 令和3年12月1日 荷主関係団体等 各位 近畿運輸局自動車交通部 貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受のための周知について 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 国内貨物輸送の9割(トンベス)を占め、我が国のくらしと経済を支える物流インフラであるトラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。 さらに、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下、「働き方改革関連法」という)において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、令和6年4月1日に、年960時間(月平均80時間)が適用されることになっています。 このような状況の中で、運転者の労働条件の改善を図るため、平成30年12月に貨物自動車運送事業法の改正が行われ「標準的な運賃の告示制度」が導入されました。 「標準的な運賃の告示制度」は、一般的にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度からの時間外労働の上限規制適用等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくため、国が望ましい適正運賃水準を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられ、国土交通大臣が昨年4月24日に告示されました。 前述のように、働き方改革関連法による適正な運賃収受の対応を進めていく必要がある中、さらに、今般の燃料価格上昇によってトラック事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。 「標準的な運賃」において格差される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効	率化に必要な設備導入に要する費用などや燃料価格の上昇については、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃収受に繋げ、トラック事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。 つきましては、荷主(運送委託者)とトラック事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。 記
--	--

1. トラック事業者と協議の上、働き方改革関連法の対応に反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。
2. トラック事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映せず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁法律(昭和22年法律第54号)や下付代金支払遅延等防止法に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法(1条の2)に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等

2. 荷主を所管する行政機関から周知

【近畿経済産業局】

方 法：メルマガ

年月日：令和3年12月8日

配信先：自治体の商工部門、商店街、まちづくり団体等 472先

【近畿農政局】

方 法：メール

年月日：令和3年12月3日(令和3年12月2日付け事務連絡)

送付先：中央卸売市場開設者 7者(12市場)

府県食品産業協議会等 6団体

府県卸売市場担当者 6府県

府県食品産業担当者 6府県

近畿農林水産関連企業環境対策協議会 正会員・協賛会員98社

関西経済連合会 webセミナー



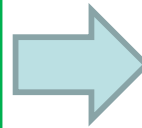
【京都運輸支局】

- ・R3.12.16 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善京都府地方協議会」において、荷主や経済団体に対して周知活動を行った。
- ・R4.3.9 京都商工会議所、京都府中小企業団体中央会を訪問し、京都運輸支局長、京都府トラック協会長による「標準的な運賃」や燃料費の上昇を反映した適正運賃収受について傘下会員に周知いただくよう文書により依頼。
- ・R4.3.10 京都経営者協会を訪問し、京都運輸支局長、京都府トラック協会長による「標準的な運賃」や燃料費の上昇を反映した適正運賃収受について傘下会員に周知いただくよう文書により依頼。

＜取組みの深度化＞

「標準的な運賃」の浸透や燃料サーチャージの導入をさらに推し進めるために、以下の取組みを実施する。

- ① 荷主に対するポイントを絞った効果的な周知
- ② 運賃交渉に臨むトラック事業者の態勢づくり



(1) トラック運送事業者、荷主あてアンケートを実施

「標準的な運賃」の収受状況や昨今の燃料高騰に関するトラック運送事業者の業態別やエリア別等の実態把握と課題抽出を行うことにより、よりきめ細やかな周知についての取組み方針を決定

(2) 運賃交渉に活用するパンフレットを作成

協会の会員事業者に一定部数を配付し（協会HPで増刷可能）、荷主と運賃交渉するための交渉材料として活用

(1) アンケートの実施

- ① 4月末までに印刷物の内容を確定（近畿運輸局、各府県労働局連名による要請書も含む）



- ② 6月6日付けで荷主企業等に、要請書を添付した上で(1)、(2)を送付し、トラック協会の傘下会員事業者にも(1)、(2)を送付

- ③ アンケートを回収して実態を把握・分析することで、より効果的な周知方法を模索（トラック協議会で活用）

(2) パンフレットの作成



- ③ 荷主との運賃交渉に活用

アンケートの内容①（荷主企業・元請け企業）

令和4年6月

荷主企業・元請け企業 の皆さま

一般社団法人 近畿トラック協会

「標準的な運賃」収受に関するアンケートのご協力お願い

平素は、私どもトラック運送業界に対しまして、格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、今般、荷主企業の皆さまに対し、令和2年4月に国土交通省より告示された「標準的な運賃」についてのご理解とご協力をお願いするパンフレットをご送付いたしました。

私どもトラック運送業界では、間近に迫る「働き方改革」への対応とともに、高騰する燃料価格への対応にも苦慮しております。

今後も荷主企業の皆さまのより良きパートナーであるためには、「標準的な運賃」の収受と、燃料サーチャージの収受が不可欠です。

つきましては、荷主企業の皆さまのご対応を把握し、今後の施策に反映するため、誠に恐縮ですが別添アンケートへのご協力をお願いいたします。

荷主様用 アンケート回答用紙
FAX06-6965-4039でご回答ください。

○貴社の業務内容に最も近いものをお選びください。

1. 製造 2. 商社 3. 卸し・仲買い 4. 小売り 5. 倉庫・運送 6. 利用運送

○「標準的な運賃」が告示されたことをご存じですか。

1. 知っている 2. 知らない

○「標準的な運賃」の趣旨や内容をご存じですか。

1. 詳しく知っている 2. おおよそ知っている 3. 聞いたことがある程度 4. 知らない

○「標準的な運賃」を基に、トラック事業者から運賃交渉がありましたか。

1. あった 2. 一部あった 3. ない

○トラック事業者からの「標準的な運賃」を基にした運賃交渉に応じていますか。

1. 応じている 2. 一部応じている 3. 応じていない

⇒「応じている」と回答した方：交渉の結果、運賃の値上げをしましたか。

1. 事業者が示した運賃通りに応じた 2. 希望額の一部分のみ値上げに応じた

⇒「応じていない」と回答した方：それは何故ですか。

1. 「標準的な運賃」を理解できない 2. 高く払えない 3. その他（ ）

○燃料サーチャージ制度についてご存じですか。

1. 知っている 2. 知らない

○トラック事業者からの燃料サーチャージ制度の交渉に応じていますか。

1. 応じている 2. 一部応じている 3. 応じていない 4. 交渉がない

⇒「応じていない」と回答した方：それは何故ですか。

1. サーチャージ制度を理解できない 2. 高く払えない 3. その他（ ）

○トラック事業者を対象として施行される予定の働き方改革をご存じですか。

1. 詳しく知っている 2. おおよそ知っている 3. 聞いたことがある程度 4. 知らない

○荷主勧告制度をご存じですか。

1. 詳しく知っている 2. おおよそ知っている 3. 聞いたことがある程度 4. 知らない

アンケートの内容②（会員事業者向け）

令和4年6月

会員の皆さま

一般社団法人 近畿トラック協会

「標準的な運賃」収受に関するアンケートのご協力お願い

平素は、当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、今般、会員の皆さまからいただいたデータを基に、荷主企業に対し、令和2年4月に国土交通省より告示されました「標準的な運賃」についての理解と協力をお願いするパンフレットをご送付いたしました。

皆さまご存じのとおり、トラック運送業界では間近に迫る「働き方改革」への対応とともに、高騰する燃料価格への対応に苦慮しております。

この苦境を乗り越え、今後もトラック運送事業を継続していくためには、「標準的な運賃」の収受と、燃料サーチャージの収受が不可欠です。

つきましては、会員の皆さまの実態を把握し、今後の施策に反映するため、誠に恐縮ですが別添アンケートへのご協力をお願いいたします。

会員事業者様用 アンケート回答用紙
FAX06-6965-4039でご回答ください。

○貴社について教えてください。

- ①車 両 台 数 1. 10台未満 2. 10～19台 3. 20～49台 4. 50台以上
②主な輸送品目 1. 建築資材 2. 機械・機械部品 3. 食料品 4. 日用品・雑貨
5. 化学薬品 6. その他（ ）

③引受け状況の割合 ※全体を100%とする

荷主と直取引（ ）% 元請け（実運送）と取引（ ）% 利用事業者と取引（ ）%

④所 属 協 会 1. 京ト協 2. 兵ト協 3. 滋ト協 4. 奈ト協 5. 和ト協 6. 大ト協

○「標準的な運賃」を届出し、それを基に荷主に対して交渉しましたか。

1. 届出た上で交渉した 2. 届出はしたが交渉していない 3. 届出をしていない

○荷主に対し「自社の原価」を掲示した上で、運賃の値上げについて交渉しましたか。

1. 交渉した 2. 今後交渉する予定 3. 交渉していない

○「標準的な運賃」を収受できていますか。

1. 収受できている 2. 一部収受できている 3. 収受できていない

○燃料サーチャージを届出し、荷主に対し交渉しましたか。

1. 届出た上で交渉した 2. 届出はしたが交渉していない 3. 届出をしていない

○燃料サーチャージを収受できていますか。

1. 収受できている 2. 一部収受できている 3. 収受できていない

○「運賃」と「料金」を区別して収受できていますか。

1. 収受できている 2. 一部収受できている 3. 収受できていない

○働き方改革への対応準備はできていますか。

1. 準備できている 2. 今後準備する予定 3. 準備できていない
⇒準備できていると答えた方:どのような準備をしていますか。(複数回答可)
1. 新規ドライバーの確保 2. 運賃値上げ 3. 荷待ち時間の短縮など取引環境の改善
4. 事業の縮小・輸送分野の限定 5. 新規事業への参入 6. その他（ ）

○当パンフレットを追加ご希望の方は、必要部数をご記入ください。

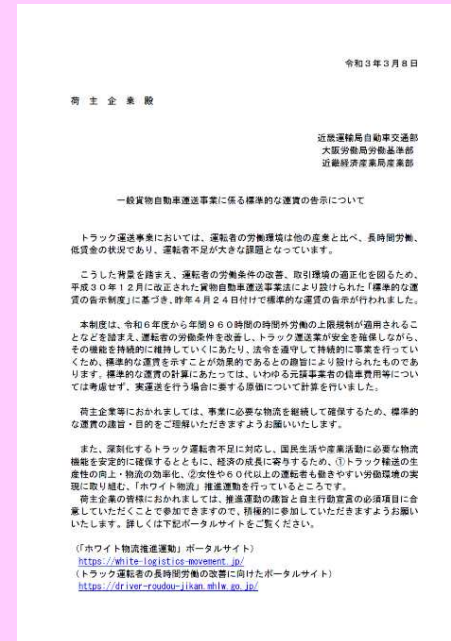
追加希望部数（ ）部

※今後、必要に応じてパンフレットの増刷を予定しております。当パンフレットを追加ご希望の方につきましては、恐れ入りますが所属協会にご確認いただきますようお願いいたします。

トラック協会独自の取組み状況

【近畿トラック協会】

- ・R3.1 各府県トラック協議会構成員の経済団体ヘリーフレット、電子データを送付
- ・R3.3.8 3局(運輸局、各府県労働局、経産局)連名要請文、近畿トラック協会作成リーフレットを傘下会員の荷主企業 6,722社に発出
- ・R4.1.17~21 日刊工業新聞(発行部数:約42万部)に「標準的な運賃」に係る広告を5日間連載
- ・R4.6.6 運輸局、各府県労働局連名の要請文、近畿トラック協会作成パンフレットとアンケートを傘下会員の荷主企業 7,342社に発出(パンフレットとアンケートについては、会員事業者8,462社にも送付)



日刊工業新聞での周知広告(一部掲載 1/17、1/21)

3局連名の要請文とリーフレット

【京都府トラック協会】

- ・R4.3.9 京都商工会議所・京都中小企業団体中央会を訪問し、京都運輸支局長、京都府トラック協会長による「標準的な運賃」や燃料費の上昇を反映した適正運賃収受について傘下会員に周知いただくよう文書により依頼。
- ・R4.3.10 京都経営者協会を訪問し、京都運輸支局長、京都府トラック協会長による「標準的な運賃」や燃料費の上昇を反映した適正運賃収受について傘下会員に周知いただくよう文書により依頼。
- ・「標準的な運賃」「燃料サーチャージ」制度の周知の取り組み(会員向け)
 - R3.10.7 「標準的な運賃」届出の促進についての連絡を会員に送付
 - R4.4.25 「燃料サーチャージ」届出の促進についての連絡を会員に送付
 - R4.7.1 「標準的な運賃」「燃料サーチャージ」届出の促進についての連絡を会員に送付
- ・R4.5.2~6.14 京都府をはじめ府内全市町の地方公共団体に対して、地方創生臨時交付金のトラック事業への支援を要請。

